

長崎市教育委員会規則第9号

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月1日

長崎市教育委員会教育長 西本 徳一明

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則（昭和61年長崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「、香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場」及び「、三和学校給食共同調理場」を削り、「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター、南部学校給食センター」を加える。

第8条第1項の表中「香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、」及び「、三和学校給食共同調理場」を削り、「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター、南部学校給食センター」を加える。

第9条第1項の表中「北部学校給食センター」の次に「、中部学校給食センター、南部学校給食センター」を加え、「香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理場、」及び「、三和学校給食共同調理場」を削る。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。